

平成 28 年 6 月 3 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本生涯学習協議会に対する勧告について

目 次

勧告の概要	1
行政庁から法人に対する勧告書	2
公益認定等委員会から行政庁に対する勧告書	7
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	13



内閣府

平成 28 年 6 月 3 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益財団法人日本生涯学習協議会に対する勧告について

公益財団法人日本生涯学習協議会において、生涯学習講座の監修等を適切に実施していなかったことに関し、行政庁（内閣総理大臣）は本日付で、同法人に対し、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定による勧告を行いましたので、公表します。

（この勧告は、内閣府公益認定等委員会から行政庁（内閣総理大臣）に対して行われた同法第 46 条第 1 項の規定による勧告に基づき行政庁（内閣総理大臣）が行うものです。）

（勧告の概要）

公益法人として公益認定法第 5 条第 2 号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」を早急に確立するとともに、法令を順守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- （1）講座の監修に必要となる専門性を確保すること。
- （2）形式的又は簡易な審査により監修した講座名等を明示し、必要な措置を講ずること。
- （3）今後、法人が認定した生涯学習指導者としての資格等の表記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、必要な措置を講ずること。

等

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
石塚、虫明

TEL : 5403-9538 (直通)

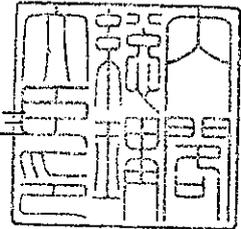
FAX : 5403-0231



府益担第 613 号
平成 28 年 6 月 3 日

公益財団法人日本生涯学習協議会
代表者 伊藤 琢磨 殿

内閣総理大臣
安倍 晋三



勸告書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

1 勸告年月日

平成 28 年 6 月 3 日

2 勸告の内容

貴法人は、公益目的事業として、「生涯学習講座の審査、監修及び指導を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」、「生涯学習指導者として相応しい知識・技術の理解・修得度を審査し、指導者としての資格認定を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」等を行っており、申請時においては、それらが不特定多数の者の利益の増進に寄与することについて、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」と説明していた。しかし、貴法人が審査、監修及び指導（以下「監修等」という。）を行ったとされている講座（以下「貴法人の監修講座」という。）及び生涯学習指導者として認定した資格の一部には以下の問題点が認められ、貴法人が公益目的事業を実施するのに必要な技術的能力を有していないのではないかという疑いがある。

I 貴法人の監修講座の中には、科学的な見地からその内容を検証する必要があると考えられる講座（例えば特定の「石」の効果を利用する講座）が存在し、現に、それらの中には医学的効果があることを PR しているものが見られるが、貴法人は、原則として科学的な見地からの監修等を行っていないとしていること。

II 貴法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座について、公益認定を受けた際の申請書（以下「認定申

請書」という。)に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査によって貴法人の監修講座と認めていたこと。

- Ⅲ 貴法人が生涯学習指導者として資格認定を行った者等のウェブサイトの表記中には、当該資格等について「内閣府」の名称を強調し、あたかも国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれがあるものが見られるにもかかわらず、貴法人は、効果的な改善措置を講じていないこと。

貴法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、認定申請書の記載及び申請時に説明した趣旨に則り公益目的事業を適切に実施する責任を負っているが、ⅠからⅢの問題について、行政庁から指摘を受けるまで是正せず、看過していた疑いがある。

また、公益認定申請時に2名の監事が他の同一の団体の役員であった疑いを払拭できず、公益認定法第29条第1項第2号に規定する「偽りその他不正の手段により公益認定を受けた」可能性がある。

以上を踏まえ、公益法人として公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」を早急に確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)その他の法令を遵守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 貴法人が自ら定めている「講座監修、資格認定の審査、生涯学習の普及・啓発基準の指針」(以下「監修指針」という。)に従って適切に講座の監修等を実施できるよう、講座の内容に応じ、その監修等に必要となる専門性を把握して、これを確保するための具体的措置を含む方針を作成すること。
- (2) 貴法人の監修講座について調査を行い、
 - i) 貴法人の監修講座の監修等にどのような専門性が必要だったか
 - ii) 監修等に専門家を参画させるなど、必要な専門性をどのように確保したか
 - iii) 貴法人の監修講座のもたらす効果が、そのウェブサイト等にどのように表示されていたかについて、講座名を含め明らかにすること。また、必要な専門性が確保されていなかった貴法人の監修講座については、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
- (3) 貴法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座であって、認定申請書に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査により貴法人の監修講座としたものについて、その講座名等を明示し、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
- (4) 今後、貴法人が認定した生涯学習指導者としての資格等の表記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、

必要な措置を講ずること。

- (5) 上記Ⅰ～Ⅲの事態が生じた経緯について明らかにするとともに、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、適切なチェックができなかった監事並びに理事、理事会及び監事に対する適切な監督を行うことができなかった評議員会の責任を明確化すること。
- (6) 貴法人のガバナンスが十分に機能していなかったこと、更には不適正な書類により公益認定を受けたことを踏まえ、各理事及び監事が、一般法人法の規定に基づき課せられた義務を十分に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
- (7) 上記(1)から(3)については平成28年9月末日までに、(4)から(6)については平成28年7月末日までに、それぞれ措置を講じ次第、行政庁に報告すること。また、(1)から(4)については、行政庁への報告に併せ、ホームページの利用及びその他の適切な方法により適切な期間公表し、公益法人としての説明責任を果たすこと。

3 理由

公益認定等委員会から内閣総理大臣宛て「勧告書」(平成28年6月3日付け府益第452号)の3に記載のとおり、貴法人において公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと、及びその各機関が一般法人法の規定(一般法人法第197条において準用する第90条第2項、第99条及び第101条等)に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことにより、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当するに至ったと疑うに足りる相当な理由があるため。

4 是正又は改善措置等の報告

上記勧告に係る措置を講じ、その内容を別添報告様式により内閣府大臣官房公益法人行政担当室に報告すること。

なお、正当な理由なく、この勧告に係る措置をとらなかったときは、公益認定法第28条第3項により、勧告に係る措置をとるべき旨の命令を発出することがあり得ます。

5 報告期限

上記2(7)に記載の期限

6 報告方法

書面により提出すること。

【参考】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(抄)

(勧告、命令等)

第28条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告を公表したときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(公益認定の取消し)

第29条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)(平成20年4月(平成25年1月改定)内閣府公益認定等委員会)(抜粋)

I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

<<経理的基礎>>

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること(注1)、不適正な経理

処理を行わないこと（注2）とする。

（注1）略

（注2）法人の支出に使途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階



府 益 第 452 号
平成 28 年 6 月 3 日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

公益認定等委員会
委員長 山下 徹



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 46 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勧告します。

記

1 措置の対象となる法人

- (1) 法人コード：A011520
- (2) 法人の名称：公益財団法人日本生涯学習協議会
- (3) 代表者の氏名：伊藤 琢磨
- (4) 主たる事務所の所在場所：
神奈川県横浜市西区戸部町七丁目 225 番 1 号

2 勧告の内容

公益財団法人日本生涯学習協議会（以下「当該法人」という。）については、以下に述べるとおり、公益認定法第 29 条第 2 項第 1 号及び第 3 号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるので、当該法人に対し、以下の措置をとるよう、同法第 28 条第 1 項の規定による勧告をすること。

(必要な措置)

当該法人は、公益目的事業として、「生涯学習講座の審査、監修及び指導を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」、「生涯学習指導者として相応しい知識・技術の理解・修得度を審査し、指導者としての資格認定を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」等を行っており、申請時においては、それらが不特定多数の者の利益の増進に寄与することについて、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」すると

説明していた。しかし、当該法人が審査、監修及び指導（以下「監修等」という。）を行ったとされている講座（以下「当該法人の監修講座」という。）及び生涯学習指導者として認定した資格の一部には以下の問題点が認められ、当該法人が公益目的事業を実施するのに必要な技術的能力を有していないのではないかという疑いがある。

- I 当該法人の監修講座の中には、科学的な見地からその内容を検証する必要があると考えられる講座（例えば特定の「石」の効果を利用する講座）が存在し、現に、それらの中には医学的効果があることをPRしているものが見られるが、当該法人は、原則として科学的な見地からの監修等を行っていないとしていること。
- II 当該法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座について、公益認定を受けた際の申請書（以下「認定申請書」という。）に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査によって当該法人の監修講座と認めていたこと。
- III 当該法人が生涯学習指導者として資格認定を行った者等のウェブサイトの表記中には、当該資格等について「内閣府」の名称を強調し、あたかも国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれがあるものが見られるにもかかわらず、当該法人は、効果的な改善措置を講じていないこと。

当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、認定申請書の記載及び申請時に説明した趣旨に則り公益目的事業を適切に実施する責任を負っているが、I から III の問題について、行政庁から指摘を受けるまで是正せず、看過していた疑いがある。

また、公益認定申請時に2名の監事が他の同一の団体の役員であった疑いを払拭できず、公益認定法第29条第1項第2号に規定する「偽りその他不正の手段により公益認定を受けた」可能性がある。

以上を踏まえ、公益法人として公益認定法第5条第2号に規定する「公益目的事業を行うのに必要な技術的能力」を早急に確立するとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）その他の法令を遵守し、適切な法人運営を確立するため、以下の措置を講ずることが必要である。

- (1) 当該法人が自ら定めている「講座監修、資格認定の審査、生涯学習の普及・啓発基準の指針」（以下「監修指針」という。）に従って適切に講座の監修等を実施できるよう、講座の内容に応じ、その監修等に必要となる専門性を把握して、これを確保するための具体的措置を含む方針を作成すること。
- (2) 当該法人の監修講座について調査を行い、
 - i) 当該法人の監修講座の監修等にどのような専門性が必要だったか
 - ii) 監修等に専門家を参画させるなど、必要な専門性をどのように確保したか
 - iii) 当該法人の監修講座のもたらす効果が、そのウェブサイト等にどのように表示されていたか

について、講座名を含め明らかにすること。また、必要な専門性が確保されていない当該法人の監修講座については、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、

- 安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
- (3) 当該法人が公益認定を受ける前に監修等を行った講座や旧民法制度当時の財団法人が監修等を行った講座であつて、認定申請書に記載された方法によらず、形式的又は簡易な審査により当該法人の監修講座としたものについて、その講座名等を明示し、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」する観点から、必要な措置を講ずること。
 - (4) 今後、当該法人が認定した生涯学習指導者としての資格等の表記について、国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれが生じないよう、必要な措置を講ずること。
 - (5) 上記Ⅰ～Ⅲの事態が生じた経緯について明らかにするとともに、これらの事態を生じさせた理事及び理事会、適切なチェックができなかった監事並びに理事、理事会及び監事に対する適切な監督を行うことができなかつた評議員会の責任を明確化すること。
 - (6) 当該法人のガバナンスが十分に機能していなかつたこと、更には不適正な書類により公益認定を受けたことを踏まえ、各理事及び監事が、一般法人法の規定に基づき課せられた義務を十分に果たし、法人としての自己規律を発揮することにより、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施し得る体制を再構築すること。
 - (7) 上記(1)から(3)については平成28年9月末日までに、(4)から(6)については平成28年7月末日までに、それぞれ措置を講じ次第、行政庁に報告すること。また、(1)から(4)については、行政庁への報告に併せ、ホームページの利用及びその他の適切な方法により適切な期間公表し、公益法人としての説明責任を果たすこと。

3 理由

当該法人は、公益目的事業として、「生涯学習講座の審査、監修及び指導を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」、「生涯学習指導者として相応しい知識・技術の理解・修得度を審査し、指導者としての資格認定を行い、健全な生涯学習の普及発展に寄与する事業」等を行っており、申請時においては、その公益性について「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」すること等であると説明している。当委員会としては、当該法人の監修指針等も確認した上で、そのような公益性を発揮することについて、合目的性が確保された方法で事業が行われると認め、公益認定法第5条の基準に適合すると判断したものである。

公益目的事業の趣旨が、「不特定多数の者」が安心して受講希望講座等を選定できるようにすることにあるのであれば、当該講座が、社会においてどのように活用されるか、さらには、社会にどのようにPRされるかを視野に入れた上で、適切な監修等を行う必

要があることは当然である。そのような観点から、講座の内容に応じた適切な専門家による専門的な監修等が行われていない講座が当該法人の監修講座とされ、あるいは、当該法人が認定した生涯学習指導者としての資格等について、あたかも国が直接認定に関与した資格等であるかのごとく誤認させるおそれがある表記が放置されれば、当該法人が払拭しようとしていた「講座受講希望者の不安感、不信感及び戸惑い」を助長することとなり、およそ「不特定多数の講座受講者の利益の増進に寄与する」とは認められない。

公益認定等委員会は、当該法人に対し、

- ① 認定申請書に記載された方法によらずに、講座の監修等が行われている可能性
- ② 当該法人の監修等を受けた講座の不適切な表記のため、国が直接認定に関与した講座であると誤認して当該講座を受講した者が存在する可能性

等について、公益認定法第 27 条第 1 項及び第 59 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 3 月 24 日付け府益第 308 号により、報告を求め、平成 28 年 4 月 22 日に報告書の提出を受けた。

そこで、公益認定等委員会において、同法第 46 条第 1 項の規定に基づき、当該法人が同法第 29 条第 1 項第 2 号又は第 2 項第 1 号若しくは第 3 号のいずれかに該当するかどうかについて審査したところ、以下の事実等が認められた。

(1) 技術的能力について

- ① 当該法人の監修講座の中には、医学的効果があることを PR しているものが見られるが、報告書によると、当該法人が行う監修等について、「医学的、薬学的な知識或いは国家資格等が必要とする講座は、医師法、薬事法等法律に抵触する可能性があることから、原則として弊財団は監修をしない事としています。」としている。

他方、当該法人が自ら定めている監修指針では、当該法人が監修等を行う際の認定事業の意義について「一般公衆が生涯を通じて経済的且つ心身的に安心して受講できる生涯学習の世界、趣味、芸術、健康管理或いは仕事に関する知識・技術及びノウハウなどについて正確な教育内容、医学に関する正しい教育内容等自学研鑽或いは社会教育をもって安心して修学出来る生涯学習環境の整備に資する事にある。」としており、医学的な知識等が必要とされる講座の監修に当たり、部外の有識者及び専門家の協力を得て監修等を行うとしている。このように、法人が自ら定めている監修指針の内容と講座の監修に関する実態がかい離している。

- ② 当該法人は、公益認定を受けた平成 23 年 12 月 1 日以前に監修等を行った講座について、認定申請書に記載された方法によらず、形式的な審査をもって、当該法人の監修講座と認めていた。また、旧民法制度当時の財団法人日本余暇文化振興会が監修した講座について、この法人を当該法人と「同列」と判断し、講座の実績を踏まえて簡易な審査により当該法人の監修講座と認めていた。
- ③ 当該法人が生涯学習指導者として資格認定を行った者のウェブサイト等の表記

中には、当該資格について、「内閣府認定 公益財団法人日本生涯学習協議会認定」などと、「内閣府」の名称を強調し、あたかも国が直接認定に関与した資格であるかのごとく誤認させるおそれがあるものが見られた。

また、当該法人の監修講座についても、「内閣総理大臣認定の公益法人認定講座」としているもの、「内閣府（公財）日本生涯学習協議会認定に！」、「内閣府（公財）日本生涯学習協議会の認定を受けました。」と「内閣府」の名称を殊更に繰り返して強調しているものなどが見られた。これに対し当該法人は、行政庁が指摘するまで何ら具体的な改善措置をとらず、逆に、「公益財団法人日本生涯学習協議会（所管：内閣府）監修〇〇〇〇認定講座」の記載例によって「内閣府」の名称を表記するよう、講座主催者を指導していた。

これらについて、報告書によれば、当該法人は「誤認させるような表記が無いよう指導しております。」としているが、報告書の提出後においても表記が改められていないものが見られる。

以上の事実等を踏まえると、当該法人は、公益目的事業を、「講座の受講を希望する不特定多数の者が、安心して受講希望講座を選定できる環境、満足できる講座の受講機会を提供」するという目的に向けて実施するために必要な技術的能力を欠いている疑いがあると言わざるを得ない。

(2) 適正な法人運営について

当該法人は、(1)に触れたような公益目的事業の実施状況に関して、行政庁が指摘するまで具体的な改善策を講じていない。

また、当該法人の認定申請書及び報告書によると、公益認定申請時に2名の監事が他の同一の団体の役員であった疑いがある。これを意図して行ったのであれば、公益認定法第29条第1項第2号に規定する「偽りその他不正の手段により公益認定を受けた」ことに当たるものであり、意図して行ったのではなかったとしても、そのことに触れることなく報告書に記載したことは、当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会が公益認定法を全く理解せず、遵法精神を欠いているとの疑いを払拭することができない。

したがって、当該法人の理事、理事会、監事及び評議員会は、以下のとおり、それぞれが果たすべき責務を果たしておらず、当該法人は、公益法人に求められる自己規律の能力を発揮できる状態にないと考えざるを得ない。

- ① 理事は、当該法人の業務執行機関として適切に業務を執行する責務を有している（一般法人法第172条第1項、第197条において準用する第83条及び第91条第1項等）が、上記(1)に記載のとおり、いずれの問題に関しても適時適切に問題の把握及び対応を行うことができず、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。
- ② 理事会は、法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督するほか、代表

理事を選定・解職する権限を有し（一般法人法第197条において準用する第90条第2項）、これを適切に行使する責務を負っている。また、監事は、理事の職務執行を監査するとともに、これを実施するための各種の権限（報告要求・調査権、理事会招集請求権など）を有し、また義務（不正行為等の理事会報告義務など）が課せられている（一般法人法第197条において準用する第99条、第100条及び第101条等）。当該法人の理事が①の事態を生じさせたにもかかわらず、理事会及び監事はこれを指摘し、是正するための権限を適切に行使せず、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。

- ③ 評議員会は、理事及び監事の選任・解任の権限を有する（一般法人法第176条、第177条において準用する第63条1項）など、当該法人のガバナンスを確保するための最高の責任を負っているところ、上記①及び②に掲げる事実又は疑義が認められる理事、理事会及び監事に対し、これらの権限を適切に行使してきたとはいえず、この点に関し、評議員会は、その果たすべき職務上の義務に違反し、又は職務を怠っている疑いがある。

以上の事実は、当該法人に関し、公益目的事業を行うのに必要な技術的能力を有していること及び各機関が一般法人法その他の法令を遵守し適正に法人を運営することについて疑念を抱かせるものである。

したがって、当該法人については、公益認定法第5条第2号に掲げる基準に適合しなくなったこと及びその各機関が、一般法人法の規定（一般法人法第197条において準用する第90条第2項、第99条及び第101条等）に基づき義務を果たし、又は権限を適切に行使していないことが疑われることから、公益認定法第29条第2項第1号及び第3号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるものとして、同法第28条第1項の規定に基づき、当該法人に対して、上記2に掲げる必要な措置をとるべき旨を勧告することが適当である。

公益法人の監督措置に係る手続の流れ (公益財団法人日本生涯学習協議会に対する勧告)

